

既存住宅流通・リフォーム推進事業（大規模修繕タイプ）

平成24年度国庫補助事業

「既存住宅流通・リフォーム推進事業(大規模修繕タイプ)」は、住宅ストックの品質向上及び既存住宅の流通の活性化を図ることを目的として、分譲共同住宅の大規模修繕工事の実施時において、

- ① 住宅瑕疵担保責任保険法人(保険法人)による検査
- ② 大規模修繕工事瑕疵保険の保険契約締結
- ③ 住宅履歴情報の蓄積 等

を行う事業を公募によって募り、予算の範囲内において、国が事業の実施に要する費用の一部を補助するものです。（実際の応募受付等は国土交通省の指定する事務事業者が行います。）

1. 補助の対象となる住宅

対象となる住宅は、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けて建設された分譲共同住宅※¹であって、平成14年3月31日以前に竣工※²したものです。



※1 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建設された住宅で、耐震改修工事を行う等、新耐震基準に適合している住宅を含みます。

※2 完了検査済証又は表題登記の登記原因が平成14年3月31日以前のもの

2. 補助対象となる工事

対象となる工事は、次の全ての要件を満たす工事です。

- ① 分譲共同住宅の共用部分の長寿命化を図る工事※を行うこと
- ② 保険法人の検査に合格し、大規模修繕工事瑕疵保険の保険契約を締結すること
- ③ 住宅履歴情報の蓄積を行うこと

| 必須工事 (必ず実施しなければならない工事) | 選択工事 (少なくとも1つは実施しなければならない工事) |
|---|---|
| (1) 中性化・塩害対策工事 (2) 屋上防水工事(断熱工事を含む) (3) 外壁改修工事 | (1) 水槽、給水管及び給水設備の耐久化工事 (2) 手すり及び鉄骨階段の耐久化工事 (3) バリアフリー対策工事 (4) 省エネルギー対策工事 (5) 電気自動車用充電設備設置工事 |

※ 国土交通省が定める技術基準に適合する工事を行う必要があります。

3. 補助対象となる費用

補助金は、以下の項目が対象になります。①～③の合計で、1管理組合当たり2000万円かつ総戸数×25万円が限度額です。

- ① 大規模修繕工事瑕疵保険契約締結のための現場検査手数料と事務手数料相当額
- ② 長寿命化を図る工事の費用に、1/3を乗じた額
- ③ 特定構造・防水検査に要する費用

4. 申し込み方法

分譲共同住宅の管理組合が申し込むことができます。管理組合による意思決定、大規模修繕工事の見積りを行った上で、10月19日(金)※まで(郵送必着)に、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会までご応募をください。その後、交付申請、交付決定を行い、大規模修繕工事を完了後、平成25年2月20日(水)まで(郵送必着)に、完了実績報告をして頂きます。

※予算の制約上、期限を前倒しにすることがあります。